二～三　（略）

四　前号に規定する農業委員会が、イからハまでに掲げる区分に応じ、賃借権の設定等を受ける者（農業経営基盤強化促進法第十九条第三項の農業を担う者に限る。以下この号において同じ。）がそれぞれ当該イからハまでに定める要件を備えることとなると認めた場合　その者に係る前項第一号（イ(2)（農業に関する法令の遵守の状況に係る部分に限る。）及びロを除く。）及び第二号に掲げる書類

イ～ハ　（略）

（都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成三十年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業計画の記載事項） **第二条**　法第四条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　認定を受けようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 イ　（略） ロ　農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権（会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式についての議決権を含む。） ハ～ヘ　（略） ト　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人にあっては、同法第十六条の五に規定する提携事業者に該当する株主の氏名又は名称 チ～ヌ　（略）	（事業計画の記載事項） **第二条**　法第四条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　認定を受けようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 イ　（略） ロ　農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権 ハ～ヘ　（略） （新設） ト～リ　（略）

二～三　（略）

四　前号に規定する農業委員会が、イからハまでに掲げる区分に応じ、賃借権の設定等を受ける者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第三項の農業を担う者に限る。以下この号において同じ。）がそれぞれ当該イからハまでに定める要件を備えることとなると認めた場合　その者に係る前項第一号（ロを除く。）及び第二号に掲げる書類

イ～ハ　（略）

四　（略）

五　認定を受けようとする者についての次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　その者の耕作の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況その他考慮すべき事項

六・七　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、第二条中農地法施行規則第十一条第一項の改正規定（同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。）、同条第二項各号列記以外の部分の改正規定及び別記様式（第74条関係）の改正規定は、公布の日から施行する。

四　（略）

五　認定を受けようとする者についての次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　その者の耕作の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

六・七　（略）

2　（略）

規　則

○国家公安委員会規則第一号

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）第十九条第二項ただし書の規定に基づき、猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年一月二十四日　　国家公安委員会委員長　坂井　学

猟銃の口径の長さの特例に関する規則（昭和四十六年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第19条第2項ただし書の猟銃の口径の長さは、次に掲げるとおりとする。 1　ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないライフル銃であって、ライフル実包を発射する機能を有しないものを除く。）　12.0ミリメートル 2　ライフル銃（前項に該当するものを除く。）又はライフル銃以外の猟銃　8番 備考　表中の［　］の記載は注記である。	［同左］ 1　ライフル銃　12.0ミリメートル 2　ライフル銃以外の猟銃　8番

附　則

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の施行の日（令和七年三月一日）から施行する。